

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 受動喫煙防止対策とともに市は喫煙者へのより積極的な禁煙促進ケアを

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

2018年4月に施行された「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」や同年6月に制定された「東京都受動喫煙防止条例」、同年7月の「健康増進法の一部を改正する法律」の制定をもとに、望まない受動喫煙の防止対策が強化され、小平市においても、今年7月1日までに市が管理する建物及びその敷地内における喫煙施設が撤去されました。同時に飲食店での禁煙化も進み、喫煙者にとっては喫煙スペースを確保することがますます難しい状況となっています。こうした現状のなか、屋内で喫煙できない喫煙者が押し出される形で屋外での路上・歩行喫煙が増加することが想定され、今後の市としての対策の強化が望まれるところです。昨年12月の小平市環境審議会資料「市内の環境美化に関する課題解決に向けた有効な対策について（屋外の喫煙対策）」のなかで、「受動喫煙を生じさせることのない社会環境の整備」のためには、今後は屋外についても望まない受動喫煙に配慮しなければならない。」と書かれていますが、現状では市の屋外喫煙に対する施策は、喫煙者へのマナー向上や美化活動など啓発を徹底するキャンペーンや禁煙外来への情報提供にとどまっています。やめたくてもやめられない喫煙者を減らしていくために、より積極的な禁煙を促進するための施策が必要であるという認識の上で、以下質問をいたします。

1. 現在市内で屋外公衆喫煙所はどこに設置されていますか。
2. 公共施設敷地内における施設は全て撤去されたが、喫煙所撤去後の喫煙者の行動について市はどうとらえているのでしょうか。
3. 喫煙者の約5割を占めるといわれる「喫煙をやめたくてもやめられない人」に対して、より積極的な支援が必要と考えますが、現在行っている禁煙外来の紹介リーフレットの配布のほかに検討できる施策はありますか。
3. 市では現在健康相談や健康づくり相談を行っていますが、このほかに禁煙サポートのための相談窓口を設置する考えはありますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和元年8月26日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 山浦 まゆみ

受付番号【 】

27	26	25	24

-(/)